

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

平成 28 年度機構・定員査定結果を踏まえ、大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官 1 人を設置する必要があるため、総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）の一部を改正するものである。

2. 改正内容

大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官の新設（第 18 条関係）

①サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理、②これらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する職として、大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官 1 人を新設するため、大臣官房に置かれる特別な職の設置規定である第 18 条第 1 項にサイバーセキュリティ・情報化審議官 1 人を加え、同条に新第 4 項として当該審議官の所掌事務規定を設ける。

3. 今後の予定

閣 議：平成 28 年 3 月 25 日（金） 予定

施行日：平成 28 年 4 月 1 日（金）